

不発弾爆発事故に関する意見書

去る1月14日、糸満市字小波蔵の水道管敷設工事現場で不発弾による爆発事故が起こり、重機オペレーターの男性が重症を負った。爆発による爆風の衝撃はすさまじく、現場近くの特別養護老人ホーム、寺等の施設にも甚大な被害が生じている。特に老人ホームにおいては、アルミサッシの窓ガラス等が百枚以上粉々に破壊され入所者の男性がけがをした。ほとんどの入所者が戦争体験者であり、爆音や窓ガラス等の破壊された状況から沖縄戦を思い出し不安が高ずることが危惧される。しっかりとしたケアが必要である。

今回の事故は、去る沖縄戦で使用された米国製爆弾の爆発によるものと言われ、糸満市民を始め全県民に戦争の恐怖を想起させる重大な事故として大きな衝撃を与えた。

沖縄戦は、「鉄の暴風」とも言われ、海からの艦砲射撃、爆撃機による空襲、地上戦による砲撃等によって県土は焦土と化し、20万人余の尊い命が奪われた。

戦後63年を過ぎた現在も沖縄県にはいまだに約2,300トンの不発弾の埋没が予想され、危険と隣り合わせの状況にある。

よって、本市議会は今回の不発弾爆発事故の発生に伴い、国が次の事項について適切な措置を早急に講ずるよう強く要請する。

記

- 1 糸満市字小波蔵における爆発事故による人身及び物件に対する損傷、損害に対し国の責任において速やかに完全な補償をすること。
- 2 県内各所に埋没、放置されている日米双方の砲弾の探知、処理について国が早急に実態調査を実施し、完全処理すること。
- 3 公共工事、民間工事を問わず地域開発については、完全調査を国の費用で実施すること。
- 4 この種の事故が発生した場合は、国が一切の責任を負うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月30日

沖 縄 市 議 会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
防衛大臣 内閣官房長官 沖縄及び北方対策担当大臣